

令和元年10月1日から

新制度幼稚園・認定こども園(幼稚園籍)を利用する  
満3歳から5歳までの子どもの保育料が無償化されます。

## 【対象者・利用料】

- 新制度幼稚園・認定こども園(幼稚園籍)を利用する満3歳から5歳までの全ての  
子どもの保育料が無償化されます。
  - 無償化の期間は、満3歳になった日から、小学校入学までです。
  - **給食費、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担です。**  
ただし市町村民税所得割額77,200円未満の世帯の全ての子どもと、その他の世帯の第3子  
以降の子どもは、副食(おかず、おやつ等)費が、減免されます。  
※第3子のカウントは、小学3年生以下の範囲です。現行制度と同様、小学4年生以上の兄・姉は  
カウントしません。

## 預かり保育を利用する子ども

- 教育時間外の「預かり保育」を利用する、**「保育の必要性の認定」を受けた子どもは、**  
預かり保育の利用料が、一部補助される場合があります。
  - 3歳から5歳(4月1日時点の年齢)は、課税額に関わらず補助の対象です。
  - **満3歳児**(4月1日時点では2歳で年度中に3歳になった子ども)は、**市町村民税が  
所得割・均等割ともに非課税の世帯のみ**補助の対象です。  
その他の世帯は、**全額保護者負担**です。
  - **上限額は日額450円**(月額11,300円までの範囲)で**上限を超える部分は保護者負担**です。  
※例えば1ヶ月に15日利用の場合、 $450円 \times 15日 = 6,750円$ がその月の上限額になります。  
※満3歳児で市町村民税非課税世帯の場合、上限額は日額450円(月額16,300円までの範囲)  
になります。

- ◆ 小学校入学までの障がい児の児童発達支援等を利用する場合は、3歳児から5歳児  
までの利用者負担が無償化されます。(幼稚園等も利用の場合は、どちらも無償)
- ◆ 認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、  
病児保育事業を合わせてご利用した場合、国の規定により、それらの事業等は  
原則補助の対象にはなりません。
- ◆ 預かり保育について無償化の対象となるには、在園施設を通じて申請が必要です。

# 保育料の無償化に伴う給食費について

○令和元年10月以降、保育料は無償化されますが、**給食費**については引き続き**保護者の皆様にご負担いただく**ことが原則です。

○市町村民税所得割額77,200円未満の世帯の全ての子どもと、その他の世帯の第3子以降の子どもは、副食(おかず、おやつ等)費が、減免されます。  
※第3子のカウントは、小学3年生以下の範囲です。現行制度と同様、小学4年生以上の兄・姉はカウントしません。

～これまで～



保護者の皆様

保育料以外の実費分に含まれている費用は、園によって異なります。

保育料

給食費

送迎費、行事費等

幼稚園等の保育料は、課税額等によって異なります。



幼稚園等

～無償化後（令和元年10月以降）～



保護者の皆様

給食費の額は園によって異なります。

保育料  
無償化

給食費

送迎費、行事費等

これまで通り幼稚園等に直接お支払いいただきます。



幼稚園等

問い合わせ先: 松前町役場 子育て・健康課 保育幼稚園係  
TEL: 089-985-4116 FAX: 089-985-4158